最終更新日：2021年4月2日
株式会社ギフティ
代表取締役 太田 睦
問合せ先：03-6303-9318
証券コード：4449
https://giftee.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則1－2④ 議決権電子行使と招集通知の英訳]
議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率などの動向を踏まえ、導入を検討してまいります。

[補充原則4－10① 任意の仕組みの活用]
当社は監査役会設置会社であり、社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、各独立社外取締役がそれぞれの専門性と経験を活かして意見を述べる等、取締役会の監督機能の強化と説明責任を強化するための体制確保に努めております。取締役の指名・報酬等重要な事項に関する検討についても、独立社外取締役の適切な助言・関与を求めることとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1－4 政策保有株式]
当社では、現時点で政策目的での上場株式の保有はなく、今後もその意思がないことから方針等は定めておりません。

[原則1－7 関連当事者間の取引]
取締役の競業取引及び取締役と会社間の利益相反取引は、法令及び関係当事者取引規程の定めに基づき、取締役会での決議を要することとしております。これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

[原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]
当社は、企業年金制度を導入しておりません。

[原則3－1 情報開示の充実]
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念は、「Vision」、「Mission」、「Statement and Tagline」に表され、これらをコーポレートサイトに開示しております。また、当社は、IR活動等を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。
（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、上記「Ⅰ．1．基本的な考え方」をご参照ください。
（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書Ⅱの「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役報酬関係］をご参照ください。
（ⅳ）取締役・監査役の各候補者については、経験、見識、専門知識、経歴等を総合的に勘案し、最適任と認められる者を適正に選定し、取締役会の決議を経て、株主総会にて選任をお諮りしております。
（ⅴ）取締役候補・監査役候補の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に理由、経歴等を記載いたしております。

[補充原則4－1① 経営陣への委任の範囲]
当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」および「職務権限規程」において定めています。それ以外の業務執行の決定については、経営会議および代表取締役社長等に委任しており、その内容は、「職務権限規程」において明確に定めています。

[原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立社外取締役の独立性判断基準としております。
社外取締役については、経験、見識、専門知識、経歴等を総合的に勘案し、最適任と認められる者を適正に選定し、候補者とすることとしております。

[補充原則4－11① 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]
取締役会全体として、人格・見識・能力と適材適所の観点より総合的な構成を検討しており、国籍やジェンダーの区別はありません。取締役会の構成人員は、現在6名であり、的確かつ迅速な意思決定に努めております。

[補充原則4－11② 取締役及び監査役の兼任状況]
取締役の取締役会の出席状況は、株主総会参考書類にて開示しているとおり、2020 年12月期においても全社外役員が100%出席しており、活発

な議論を実施しております。
当社では、取締役候補者を検討する過程において他会社役員兼任状況が合理的な範囲に留まるかどうかについても確認することとしており、取締役の主要な兼務状況については、有価証券報告書における取締役の略歴に記載のとおりです。

[補充原則4－11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価]
取締役会は、自由闊達かつ建設的な議論ができる気風にあり、各取締役はそれぞれの知見を生かし、取締役会において効果的な発言および議論を行っております。また、社外取締役は社内取締役との適度な緊張関係を維持できております。これらにより、取締役会は、経営の監督に十分な責任を果たしていると評価できます。
本年度実施いたしましたアンケートによる実効性評価の結果を踏まえ、今後以下の点について取締役会議長と取締役会事務局が中心となって取り組むことで、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。
・経営方針に関する議論の充実
・定性的な業務執行の状況の報告

<アンケートの項目>
2020年12月期アンケートの質問票の大項目は以下の通りです。
I. 取締役会の構成
II. 取締役会の運営状況
III. 取締役会の審議
IV. 経営陣の報酬
V. 取締役・監査役への支援
VI. 株主・投資家、ステークホルダーとの対話

[補充原則4－14② 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針]
取締役、監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、その他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、理解を深めることとしております。
社外取締役は、上記に準じて健さんを積むこととしておりますが、社外取締役は、そもそも人格・識見に優れ、かつ広い見識をお持ちの方に就任いただいているため、事業の進捗報告、財務状況の報告などを通じて、会社に対する知識の更新を実施することとしております。
また、取締役会は上記の内容が適切であるか、年に1回確認の上、必要に応じてトレーニングの機会を設定することとしております。

[原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針]
株主との建設的な対話に関する方針につきましては、[3 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況、2．IRに関する活動状況、その他、＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞]をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太田 睦	5,179,000	19.20
梅田 裕真	1,750,000	6.49
鈴木 達哉	1,440,000	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,337,800	4.96
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,190,000	4.41
柳瀬 文孝	1,094,000	4.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,074,700	3.98
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT － CLIENTACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,058,000	3.92
株式会社ジェーシービー	950,000	3.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	808,900	3.00

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記、[大株主の状況]は、2020年12月末日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
妹尾　堅一郎	他の会社の出身者											
中島　真	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
妹尾　堅一郎	○	―――	同氏は、技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究において幅広く卓越した知識と経験を有しており、また多様な役位を経験しております。当社取締役会においては、経営への助言のみならず、適正な意思決定手続きの確保のための提言をはじめ、ガバナンス体制の強化に資する発言を、客観的かつ多角的な視点からしており、議論の活性化に貢献しております。 同氏と当社の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

中島　真	○	―――	同氏は、豊富なインターネットサービスや経営に関する知識等があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 同氏と当社の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会（任意）	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会において基本報酬、および業績連動報酬等の報酬構成を決定しております。
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としております。
代表取締役社長は、その決定にあたり、社外取締役2名、社外監査役1名で構成される任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査担当者は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工木　大造	他の会社の出身者													
秋元　芳央	他の会社の出身者													
植野　和宏	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工木 大造	○	―――	同氏は、IT業界における幅広い見識、上場企業での経営経験及び管理担当役員としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 同氏と当社の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
秋元 芳央	○	―――	同氏は、豊富なインターネットサービスや経営に関する知識等があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 同氏と当社の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
植野 和宏	○	同氏は当社の会計監査人であるEY 新日本有限責任監査法人に公認会計士として所属しておりましたが、2019年3月に同監査法人を退職していること、および同監査法人は当社から多額の金銭を得ている会計専門家にあたらないことから、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。	同氏は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、公認会計士としての高い専門的知見を監査に活かし、かつ客観的な立場から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。
2020年12月期に係る当社の役員報酬等の内容は以下のとおりであります。
取締役 (社外取締役を除く) 4名 総額 66,020千円 (固定報酬58,400千円、賞与 7,620千円)
社外取締役 2名 総額 5,200千円 (固定報酬 5,200千円)
社外監査役 4名 総額 6,100千円 (固定報酬 6,100千円)
(注) 中島真氏は、2020年3月24日開催の第10回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は「社外監査役」に、取締役期間は「社外取締役」に含めて記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の連結EBITDAの目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、事業計画と整合するように設定し、非金銭報酬等の新設を含め、適宜、環境の変化に応じて取締役会での協議を踏まえた見直しを行うものとしております。
取締役の報酬等の限度額については、2019年3月29日開催の第9回定時株主総会において年額1億円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議しております。
各取締役の報酬は、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会にて報酬構成を決定しております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としております。代表取締役社長は、その決定にあたり、社外取締役2名、社外監査役1名で構成される任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート本部にて行っております。
コーポレート本部より取締役会決議事項の事前通知等を行うなど、必要に応じてサポートを行っております。
また、社外取締役に対しては、コーポレート本部より重要会議の議事、結果を報告しております。
社外監査役に対しましては、常勤監査役より、会計監査・内部監査等監査結果の情報共有を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
該当なし	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

―

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他として経営会議を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。
(1)取締役会
当社の取締役会は、提出日現在、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

(2)監査役会
当社の監査役会は、提出日現在、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。
なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3)会計監査人
当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(4)経営会議
経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

3 . 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、法定期限よりも前に発送しております。また、TDnetおよびコーポレートサイトにおいては発送前に招集通知を公表しています。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日以外での株主総会の設定に努めており、第11回定時株主総会は2021年3月24日に開催しております。
その他	招集通知発送日の前日までに、当社及び東京証券取引所のホームページにその内容を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR専用ページにIRポリシーを掲載し、「基本方針」「情報開示の方法について」「インサイダー取引の未然防止」「業績予想及び将来情報の取り扱い」「沈黙期間について」「社内体制の整備について」の各項目について記載しております。詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 https://giftee.co.jp/ir/strategy/policy	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期に1回開催し、代表取締役ＣＥＯおよび取締役ＣＦＯが株主・投資家に経営戦略や経営状況を伝えているほか、証券会社主催のコンファレンスや個別取材にも積極的に応じています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、米国・欧州・アジアの投資家向けに海外IRを実施し、代表取締役および取締役ＣＦＯが、直接海外の投資家との個別面談も積極的に行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR専用ページに、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書（四半期報告書）、決算説明会資料等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	代表取締役ＣＥＯ及び取締役ＣＦＯを筆頭に、コーポレート本部に設けているIR部が主管組織としてIR活動を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。 さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題への対応は、当社の持続的な成長を含めた企業価値の向上に資する重要な取り組みであると認識しております。当社は、「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンのもと、「キモチの循環を促進することで、よりよい関係でつながった社会をつくる」ことをミッションに、eギフトサービスの発展に貢献してまいります。 当社のサステナビリティに関する取り組みの詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 https://giftee.co.jp/ir/sustainability

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法、金融商品取引所の適時開示規則等の関連法令並びに諸規則を遵守し、企業価値評価や投資判断に資する情報の適時･適切な開示に努めます。 また、株主、投資家等のステークホルダーのみなさまに、当社に対する理解を深めていただくために有用と判断される情報についても、積極的な情報開示に努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート･ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議をしており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。
「内部統制システムの構築に関する基本方針」に定める内容は以下のとおりです。

a.取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b)コンプライアンス体制の整備強化を図るために「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「コンプライアンス規程」及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査担当が当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証します。

(c)健全な組織運営を目指し、内部通報制度を導入して運営します。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」の定めのほか、法令･定款に従い適切に保管･管理する体制を構築します。

(b)保管･管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

c.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(a)損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識･評価･予防策･対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。

(b)「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備します。

d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

(b)業務執行に関しては、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

e.当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。

(b)当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施します。

f.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

g.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a)監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。

(b)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

h.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。

(b)監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

i.財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備･運用状況を定期的に評価するとともに、維持･改善を図るものとします。

j.反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは反社会的勢力との関係を遮断しており、当社グループの把握する限り現時点において反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。当社グループは「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」において、公正かつ健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に関与すること及び利益の供与について防止することを定めております。
反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、弁護士・所轄警察・特殊暴力防止対策連合会・暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を図り、法的対抗手段も念頭に置いた毅然とした態度で対応を行っていく方針であります。

b.反社会的勢力排除に向けた整備状況

所管統括部門であるコーポレート本部では、反社会的勢力排除のために国や地方公共団体が制定・公表する法律・条例、指針及びガイドライン、その他反社会的勢力排除に関する規範の最新情報を継続的に確認するとともに、警察又は特殊暴力防止対策連合会・暴力団追放運動推進センターその他反社会的勢力排除のための専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力排除の体制構築を努める方針です。また、「反社会的勢力対応細則」及び「反社会的勢力調査要領」等に明文化した上で役員及び従業員への周知を図っております。
新規取引を行う際には、インターネットによるキーワード検索及び新聞記事検索サービス等を利用した調査により情報収集を行っております。既存の取引先に対しても調査を行っており、継続取引先のうち前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うほか、経営者及び出資者の変更が明らかになった場合についても調査を行っております。また、当社の株主・役員等・社員に対する反社会的勢力に関する調査については、それぞれ調査範囲を定め、同様の方法により定期的に行っております。さらに、取引先との契約締結時には、反社会的勢力等と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制は以下のとおりであります。

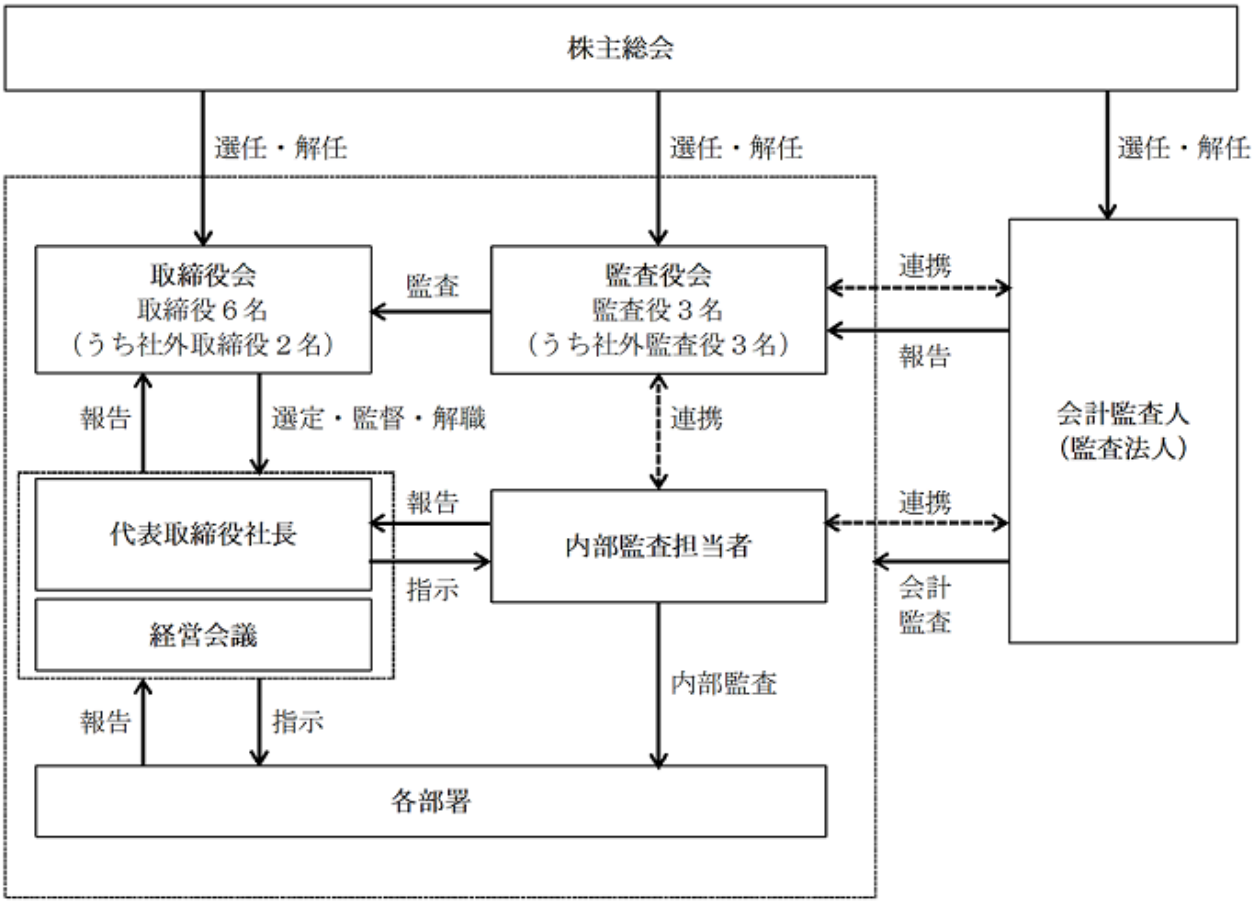

【適時開示体制の概要（模式図）】

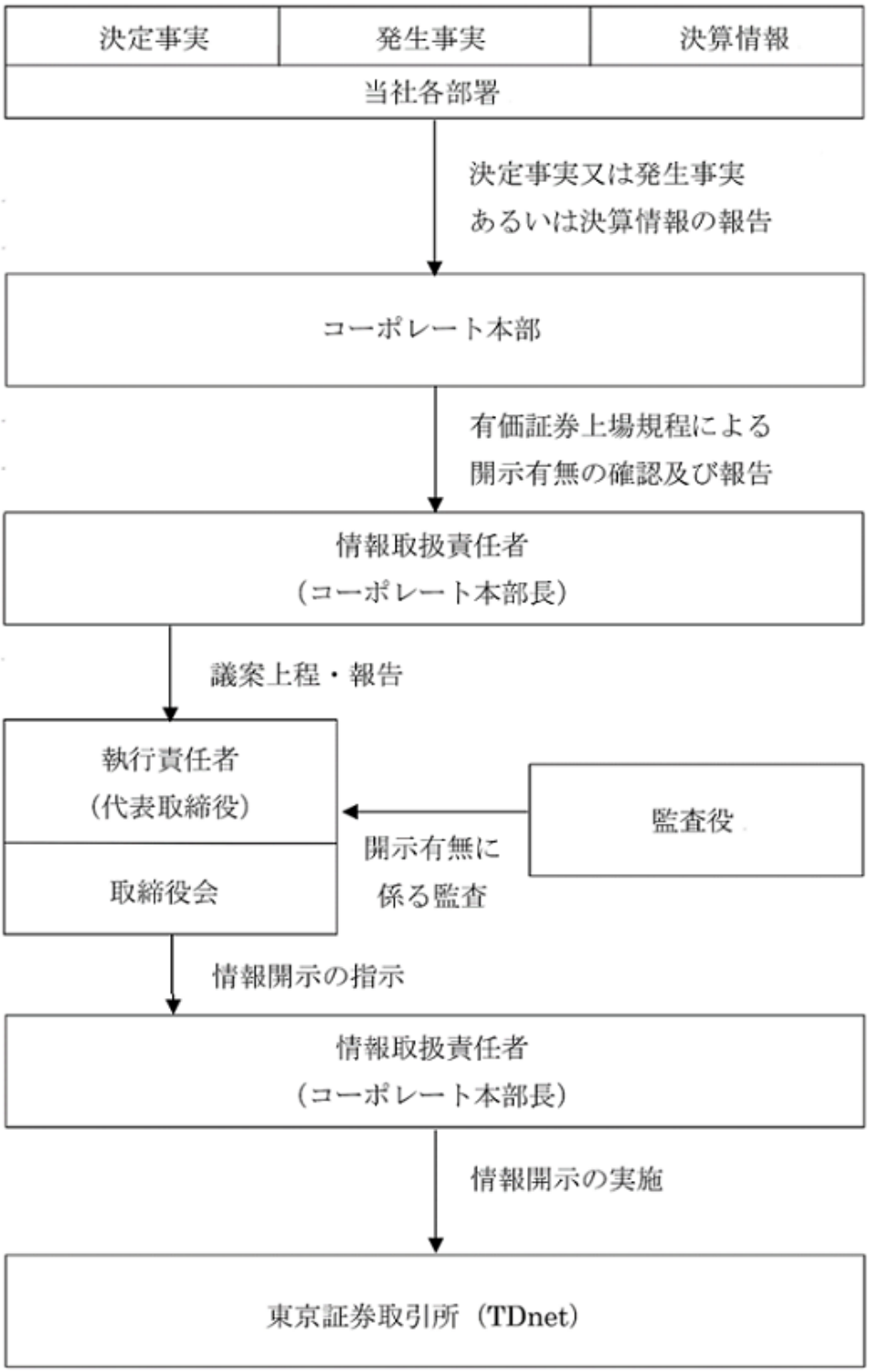

（注）発生事実に関する情報は、執行責任者（代表取締役）の判断により、取締役会の報告を経ずに開示する